

番号制度に係る地方税務システム検討会 開催要綱

1. 趣 旨

社会保障・税に関わる番号制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（マイナンバー法案）」及び関連法案が平成24年2月14日に閣議決定し、国会に提出されたところである。また、社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日決定）において、「平成27年（2015年）1月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。」こととされている。

番号制度の導入により、地方税分野においては、各種所得情報や扶養情報について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握が行えるようになることが期待されている一方、事務・手続きの簡素化、負担の軽減の観点から、情報提供ネットワークシステムを通じて社会保障分野へ所得情報等の提供を行うことが想定される。

このため、番号制度の導入に当たっては、約1800の地方公共団体の税務システムの改修が必要となり、各地方公共団体の実態を踏まえつつ、実務上の課題について検討を行うこととする。

2. 名 称

本検討会の名称は、「番号制度に係る地方税務システム検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3. 検 討 項 目

- (1) 番号制度導入にあたり必要な地方税務システムにおける改修内容
- (2) 情報提供ネットワークシステムへの対応に必要な地方税務システムにおける改修内容
- (3) 地方団体内部の「番号」の活用等情報のやりとりに必要な地方税務システムにおける改修内容 等

4. 構 成 員

別紙のとおり。

5. 運 営

- (1) 総務省自治税務局市町村税課長が検討会を主宰する。
- (2) 総務省自治税務局市町村税課長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開しないが、研究会終了後、配布資料（一部を除く）を公表する。また、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

6. そ の 他

検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。